



目 次

規 則	ページ
◎高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	1
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程	1
◎高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程	1
◎高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程	2
◎高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程	3
◎病院事業に従事する企業職員宿舍規程の一部を改正する規程	3
◎高知県公営企業局病院事業財務規程の一部を改正する規程	5

規 則

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第36号

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

高知県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（平成5年高知県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「及び同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下この項において「指定介護予防サービス」という。）に該当する同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護」を削り、同項第19号を同項第21号とし、同項第16号から第18号までを2号ずつ繰り下げ、同項第15号中「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に改め、同号を同項第17号とし、同項第14号中「第8条の2第16項」を「第8条の2第14項」に改め、同号を同項第16号とし、同項第13号中「第8条の2第15項」を「第8条の2第13項」に改め、同号を同項第15号とし、同項第12号中「第8条の2第11項」を「第8条の2第9項」に改め、同号を同項第14号とし、同項第11号を同項第13号とし、同項第10号中「第8条の2第8項」を「第8条の2第6項」に、「第

8条の2第10項」を「第8条の2第8項」に改め、同号を同項第12号とし、同号の前に次の1号を加える。

(11) 旧指定介護予防サービスに該当する旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護を行う施設（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターを除く。）

第2条第1項第9号中「若しくは指定介護予防サービスに該当する同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護」を削り、「第8条の2第9項」を「第8条の2第7項」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「指定介護予防サービス」を「同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下この項において「指定介護予防サービス」という。）」に、「第8条の2第3項」を「第8条の2第2項」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法（以下この項において「旧介護保険法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（第11号において「旧指定介護予防サービス」という。）に該当する旧介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業局管理規程

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月1日

高知県公営企業局長 門田 純一

高知県公営企業局管理規程第4号

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第7項中「次のとおり」を「次の表に定めるとおり」に改め、同条第9項中「適当と」を「適当であると」に改め、同条第10項中「次のとおり」を「次の表に定めるとおり」に改め、同項ただし書中「必要と」を「必要があると」に改め、同項の表を次のように改める。

区分	始業時刻	終業時刻
深夜勤	午前零時30分	午前9時15分

日勤	1日	午前8時30分	午後5時15分
	遅出	午後零時15分	午後9時
	半日	午前8時30分	午後零時15分
		午前8時30分	午後零時30分
		午後1時	午後4時45分
	午後1時	午後5時	
準夜勤		午後4時30分	午前1時15分
長日勤		午前8時30分	午後9時
長夜勤		午後8時30分	午前9時15分

第11条第1項第2号中「児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第19条第3号に掲げる事業」を「同条第14項及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の32の4に規定する子育て援助活動支援事業」に、「保護者等相互援助事業」を「子育て援助活動支援事業」に改める。

第24条第3号中「必要と」を「必要があると」に改める。

第30条第1項の表1の項から11の項まで、13の項及び14の項中「必要と」を「必要があると」に改め、同表15の項中「1日2回」を「1回につき45分ずつ又は1回につき30分及び60分の1日2回」に、「」を含む。）1回45分」を「」を含む。）」に改め、同表16の項から21の項までの規定中「必要と」を「必要があると」に改める。

第32条第2項中「必要と認められる」を「必要があると認められる」に改める。

第36条第1項第3号中「必要と」を「必要があると」に改める。

第47条第2項中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第4項中「定めるもののほか、」を「定めるもののほか、公営企業局長が」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月1日

高知県公営企業局長 門田 純一

高知県公営企業局管理規程第5号  
高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程(昭和42年高知県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中

「参事」

を  
「参事  
企業技術監」

に改める。

第9条第1項の表を次のように改める。

勤務1回当たりの深夜における勤務時間		金額
全部		6,800円
一部	4時間以上7時間未満	3,300円
	2時間以上4時間未満	2,900円
	2時間未満	2,000円

第20条第2項の表中

「病院の部長」

を  
「病院の部長  
病院のセンター長」

に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月1日

高知県公営企業局長 門田 純一

高知県公営企業局管理規程第6号

高知県公営企業局組織規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局組織規程(昭和43年高知県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「組織について」を「組織に関し」に改める。

第5条第1項中「次の部」を「次の部及びセンター」に改め、同項の表中

「

--	--

」

部名	科、室及び課名
----	---------

を

「

部及びセンター名	科、室及び課名
----------	---------

に、

「

経営事業部	経営事業課
-------	-------

を

「

経営事業部	経営事業課
病院総合医養成センター	

に改める。

第9条第11項を次のように改める。

11 あき総合病院の経営事業部経営事業課及び病院総合医養成センターの分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 経営事業部経営事業課の分掌事務
  - ア 院内の事務の連絡調整に関すること。
  - イ 職員の身分取扱い及び労務に関すること。
  - ウ 公印の保管に関すること。
  - エ 文書の審査、收受、発送、編さん及び保存に関すること。
  - オ 職員の衛生管理及び福利厚生に関すること。
  - カ 労務者の雇用に関すること。
  - キ 予算及び決算に関すること。
  - ク 出納その他会計事務に関すること。
  - ケ 院内の取締りに関すること。
  - コ 資産の取得及び管理に関すること。
  - サ 営繕に関すること。
  - シ 院内の保清、光熱管理等に関すること。
  - ス 医療関係法規に基づく諸手続に関すること。
  - セ 病院施設の整備及び改築に関すること。
  - ソ 貯蔵品の購入、出納及び処分(薬品の出納を除く。)に関すること。
  - タ 給食業務に関すること。
  - チ 患者の受付並びに入退院及び転室に係る事務に関すること。
  - ツ 医療費の調定及び請求に関すること。
  - テ 医事に関する統計及び調査事務に関すること。

- ト 診療契約に関すること。
  - ナ 診療記録の整理保管及び診療情報の開示に関すること。
  - ニ 患者相談業務に関すること。
  - ヌ 経営健全化計画に関すること。
  - ネ 医師の支援に関すること。
  - ノ 他の部の主管に属しないこと。
- (2) 病院総合医養成センターの分掌事務

総合医の養成に関すること。  
第9条第12項第2号ヒを同号フとし、同号ハの次に次のように加える。

ヒ 医師の支援に関すること。

第14条の表中

課長	課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
----	-----------------------

を

「

企業技術監	電気事業及び工業用水道事業に係る総合調整及び技術管理に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
課長	課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

に、「総合調整事務に従事し」を「総合調整の事務に従事するとともに」に、「専門的の事務又は技術」を「専門的な事務又は技術」に、

部長	科の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
----	-----------------------

を

「

部長	科の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
センター長	センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

に改める。

第15条中「次の表のとおり」を「次の表に定めるとおり」に改める。

第16条第1項の表中「次長」を「次長 企業技術監」に改め、

同条第2項の表中

部	経営事業部長 経営事業部次長 診療部長 主任部長 副診療部長 看護部長 副看護部長 看護長 副看護長
---	--

を

部	経営事業部長 経営事業部次長 診療部長 主任部長 副診療部長 看護部長 副看護部長 看護長 副看護長
センター	センター長

に改め、同条第3項中「技師」を「技師、専門員」に改める。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。



高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月1日

高知県公営企業局長 門田 純一

**高知県公営企業局管理規程第7号**

**高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局事務処理規程（平成8年高知県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「企画監」を「企業技術監又は企画監」に改める。

第13条第1項の表中

次長	主務課長 企画監（担当する事務に限る。）	
----	-------------------------	--

を

次長	主務課長 企画監（担当する事務に限る。）	
企業技術監	主務課長	

に改める。

**附 則**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。



病院事業に従事する企業職員宿舎規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月1日

高知県公営企業局長 門田 純一

**高知県公営企業局管理規程第8号**

**病院事業に従事する企業職員宿舎規程の一部を改正する規程**

病院事業に従事する企業職員宿舎規程（平成19年高知県公営企業局管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第1条中「宿舎について」を「宿舎に関し」に改める。

第3条の見出しを「（宿舎の種類）」に改める。

第6条の見出しを「（有料宿舎の使用料の額）」に改め、同条第1項中「別表に掲げる住宅の建築後の経過年数の区分に応じ、住宅の構造ごとに同表」を「当該住宅の建築後の経過年数に応じて、住宅の構造によって別表」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、当該額に10円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

第6条第4項中「があるときは、これを」を「を生じたときは、当該端数を」に改め、同条第5項中「第1項」を「第1項から前項まで」に、「これを切り捨てた面積」を「当該端数を切り捨てた面積」に、「があるときは、これを切り捨てた額とする。」を加算した」を「を生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。」を加算して得た」に改め、同条第6項中「宿舎」を「有料宿舎」に改める。

第7条中「当該」を削る。

第8条中「当月分の」を「当月分の第6条の規定による」に改める。

第10条中「公営企業局長は、」を「公営企業局長は、前条の規定により」に、「当該申請者に対して」を「当該申請をした者に対して、」に、「交付する」を「交付するものとする」に改める。

第11条中「公営企業局長は、」を「公営企業局長は、前条の規定により」に、「10日以内」を「10日以内に当該宿舎」に、「これを」を「、これを」に改める。

第12条中「公営企業局長は、」を「公営企業局長は、第10条の規定により」に、「入居しないとき」を「当該宿舎に入居しないとき」に改める。

第13条中「宿舎の設置」を「当該宿舎の設置」に改める。

第14条中「その他」を「その他当該」に改める。

第15条の見出し中「宿舎に居住する者」を「居住者」に改め、同条第1号中「注意を怠らず」を「注意をもって」に改め、同条

第2号中「承認のあった日」を「承認の日」に改め、「指定された」を削り、同条第6号中「その滅失」を「当該滅失」に、「これを」を「当該宿舎を」に改め、同条第7号中「場合においては、公営企業局長に5日前まで」を「場合は、その日の5日前までに公営企業局長」に改める。

第16条第1項中「その該当することとなったときに」を「その該当することとなった時において、」に改め、同項ただし書中「の指定する」を「が指定する」に改め、同項第3号中「当該宿舎」を「、当該宿舎」に改め、同項第4号中「運営の必要に基づき」を「運営上の必要があつて」に改め、同項に次の1号を加える。

（5） 公営企業局において当該宿舎を廃止する必要が生じたため、その明渡しを請求されたとき。

第16条第2項中「事実で」を「事実により」に、「認められるもの」を「認められる者」に改め、同条第3項中「及び第6条」を削り、「同条に規定する使用料の額」を「第6条の規定による使用料の月額」に改め、「の1.5倍に相当する額」を削る。

第17条第1項中「前条第1項」を「前条第1項ただし書」に、「明渡し期限の翌日から第6条に規定する使用料の額」を「当該明渡し期限の翌日から第6条の規定による使用料の月額」に、「徴収する」を「徴収するものとする」に改め、同条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「有料宿舎」とあるのは「宿舎」と、「第6条の規定による使用料」とあるのは「第17条第1項の規定による徴収金」と、「その使用料」とあるのは「その徴収金」と読み替えるものとする。

別表を次のように改める。

## 別表（第6条関係）

経過年数	構造	
	木造	非木造
4年以下	255円	255円
5年以上9年以下	190円	234円
10年以上14年以下	145円	210円
15年以上19年以下	116円	187円
20年以上24年以下	80円	169円
25年以上29年以下	54円	152円
30年以上34年以下	48円	136円
35年以上39年以下	48円	122円
40年以上	48円	113円

- 備考 1 この表において「構造」とは、住宅の主体部分の構造をいう。
- 2 この表において「経過年数」は、毎年4月1日現在で決定するものとし、1年未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。ただし、住宅の増築、改築等により他の住宅との均衡上経過年数を調整する必要が生じたときは、公営企業局長が別に定めるところにより当該住宅の経過年数を決定するものとする。

## 附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

高知県公営企業局病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成27年4月1日

高知県公営企業局長 門田 純一

**高知県公営企業局管理規程第9号**

**高知県公営企業局病院事業財務規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局病院事業財務規程（平成19年高知県公営企業局管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

第12条第8号中「（別記第25号様式（その2））」を「（別記第25号様式）」に改める。

第19条中「本局病院勘定通知書（別記第25号様式（その1））」により行なわなければ」を「支出負担行為決議書兼支出命令書兼付替調書（別記第22号様式）又は付替調書（別記第25号様式）により行わなければ」に改める。

別表第1資産勘定の表中

「

	投資		
		投資有価証券 長期貸付金 貸倒引当金 出資金 基金 その他投資	

」

を「

	投資その他の資産		
		投資有価証券 長期貸付金 貸倒引当金 出資金 基金 長期前払消費税 その他投資	

」

に、「

繰延資産			その他仮払金
	長期前払消費税		

」

を「

			その他仮払金
--	--	--	--------

」

に改める。

別記第22号様式中「第12条」を「第12条、第19条」に改める。  
別記第25号様式を次のように改める。

